

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2012年11月27日 NO.116

厚生労働部門の来年度税制改正を要求 !!

辻泰弘は、衆議院の解散に先立つ11月9日、民主党税制調査会において、厚生労働部門会議の税制主査として、医療など厚生労働分野に関わる来年度税制改正に関する要求を行うとともに、同調査会の副会長としての立場から、郵政、自動車関連の税制改正に関する意見を表明しました。以下、その概要。



【医療】消費税：消費税導入当初から医療は非課税とされ、医療機関の仕入れに係る消費税は診療報酬で措置されてきたが、高額な投資などで持ち出しになるとの指摘がなされてきた。8%時までは医療保険制度において他の診療行為と区分して手当すべく中医協で検討中だが、それ以降についてはゼロ税率の導入など検討していくべき。

事業税：日本の皆保険制度は全ての国民に必要な医療サービスを提供する極めて高度の公共性を有している。医師、歯科医師等には診療を拒めない応召義務もある。自由診療も正常分娩を含む周産期医療、健康診断、予防接種、保険の対象にならない先進医療など、公共性の高いものが含まれている。医療は公共サービスに相当。事業税は地方の公共サービスの経費を分担する趣旨の課税。公共サービスに準ずる医療に対する非課税などの特別措置は当然。今後とも存続すべき。

診療報酬の所得計算の特例（4段階税制）：適用者には高齢者、小規模医療機関が多く、事務負担の軽減に必要で維持すべき。地域医療や地域保健を支えてきたことに理解を。ただし、会計検査院の指摘を踏まえ、自由診療で多額の収入を得ている医療機関について見直し検討が必要。

【年金】 マニフェストに掲げた公的年金控除の引き上げなど検討すべき。同時に、3700万人が公的年金受給者として年金収入を得、その6割が年金収入のみで生活。にもかかわらず年金収入が税法上「雑所得」とされているのは不合理。税法上の所得区分として「年金所得」を設けるべき。

【研究開発】 民間の研究開発投資を拡大し、イノベーションの加速を通じた成長力・国際競争力を強化することが必要。研究開発税制について、税額控除額の上限の拡充を図るべき。

【生活衛生】 国民の日常生活に密接に関わる生活衛生関係事業者の事業活動を活性化するため、共同利用施設に係る特別償却制度の延長、交際費課税の緩和・見直しが必要。

【郵政】 今年4月の郵政民営化法の改正により、郵便事業に加え金融にもユニバーサルサービスが法的に義務づけられることとなった。国として郵政事業に公共的使命、地域への貢献の機能をより明確に求める以上、税制上の配慮措置について、新規には難しいとしても、既存のものについては継続して然るべき。現行の固定資産税などの軽減措置についての継続は必要。

【自動車関連】 今次税制改正のポイントは、消費税引き上げの路線を確実にすること、これまで約束してきた改正項目など国民のニーズに応えること。そのような観点から昨年度の税制改正大綱に応じた対応はあって然るべき。「『廃止、抜本的な見直しを強く求める』等とした与党の重点要望に沿って見直しを行う」方針に基づく自動車関連税制の見直しが必要。

上記11月9日の民主党税制調査会に提出した資料、及び本号は下記のHPに収載済。